

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名称 日生研株式会社

製造所の
所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

製造所の
名称 日生研株式会社

許可の
区分 動物用医薬品等取締規則第11条第1項第1号の区分

許可の
有効期間 令和5年4月1日から
令和10年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名称 日生研株式会社

製造所の
所在地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

製造所の
名称 日生研株式会社

登録の
有効期間 令和5年4月1日から
令和10年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用体外診断用医薬品製造業登録証

氏名又は
名 称 日生研株式会社

製造所の
所 在 地 東京都青梅市新町九丁目2221番地の1

製造所の
名 称 日生研株式会社

登 録 の
有効期間 令和5年4月1日から
令和10年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用体外診断用医薬品の製造業者であることを証す
る。

農林水産大臣 野村 哲郎